

石川県立能都北辰高等学校練習船運用規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>第三条 加能丸の船籍港は石川県鳳珠郡能登町とし、その事務は石川県立能都北辰高等学校において処理する。</p>	<p>第三条 加能丸の船籍港は石川県鳳至郡能都町とし、その事務は石川県立能都北辰高等学校において処理する。</p>